

申請期間

令和8年4月1日(水)～8月31日(月)

実績報告期限

令和9年3月5日(金)

燕市木造住宅耐震診断事業

燕市地震に強い住まいづくり支援事業

のご案内



◆申込・申請・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導チーム (2階 28、29 番窓口)

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL(代表) 0256-92-1111 / (直通) 0256-77-8282 ・ FAX 0256-77-8568

土、日、祝日を除く毎日 8:30~17:15

地震に強い住まいづくり補助金 全体のながれ

窓口相談

早急に地震対策をしたい

気軽に住宅の安全性を知りたい方は

簡易耐震診断

ご自身で行うことのできる診断調査票を用いて地震に対する安全性を簡易的に判断するものです

診断の結果、倒壊の危険性があると判断された場合、**建替、除却、耐震シェルター等**または**感震ブレーカーの補助が受けられます**

詳しくは**耐震診断調査票**をご確認ください

耐震性について詳しく知りたい
改修をして住み続けたい

診断士に依頼して調査したい方は

耐震診断

地震に対して倒壊等の危険性があるかを把握する診断です
診断結果が出るまで2~6か月程度かかります

自己負担額：無料

詳しくは**P.1**へ

倒壊の危険性がある

倒壊の恐れがある

耐震改修または部分耐震改修★

改修をして住み続けたい方は
住宅全体の耐震性を向上させる設計、
改修費用を補助します

補助率：対象費用の5分の4

補助額：(改修)上限140万円

(部分改修★)上限140万円

(部分1回目)上限70万円

(部分2回目)上限70万円

条件により上乗せがあります

詳しくは**P.3**へ

同じ敷地内で建て替えたい方は

耐震建替

住宅を解体して新築する費用を
補助します

補助率：対象費用の5分の4

補助額：上限110万円

条件により上乗せがあります

詳しくは**P.4**へ

解体して引越したい方は

住替除却

耐震性のある市内住宅へ
住替えをするために、住宅を
除却する費用を補助します

補助率：対象費用の23%

補助額：上限50万円

詳しくは**P.3**へ

身を守るための備えをしたい方は 耐震シェルター等★

耐震シェルターや耐震ベッドなどの設置費用を
補助します

補助率：対象費用の2分の1

補助額：上限30万円

詳しくは**P.4**へ

通電火災から家を守りたい方は 感震ブレーカー

感震ブレーカーの設置費用を補助します

補助率：対象費用の5分の4

補助額：上限5万円

詳しくは**P.4**へ

★：高齢者等住宅

木造住宅耐震診断事業のご案内



地震に対して倒壊などの危険性が高い木造住宅の耐震性を向上させ、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震診断を希望する人を対象に、次の条件に該当する場合、耐震診断料の全額を補助します。

◆補助の対象となる住宅（次の①～④のすべてに該当するもの）

- ①燕市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（または着手）された地上 2 階建て以下の木造住宅であること
- ② 1 戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること
- ③国などの特別認定工法以外の住宅であること
- ④過去に耐震診断に係る補助金の交付を受けていない住宅であること

◆補助対象者（次の①～②のすべてに該当するもの）

- ①住宅の所有者、所有者の親族（3 親等以内）または対象住宅に居住している賃借者等
- ②燕市税の滞納がない人

※賃借者等は所有者の承諾が必要です。

◆申込（申請）期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 8 月 31 日（月）（ただし、土・日・祝日を除く）

※予定数になり次第、終了する場合があります。

◆補助金額 ①補助の対象範囲の延べ床面積に応じて定めた耐震診断料の全額

耐震診断の対象となる延床面積	耐震診断料
70 m ² 以下のもの	10 万円
70 m ² を超え 175 m ² 以下のもの	11 万円
175 m ² を超えるもの	13 万円

◆交付件数 20 戸程度

◆申込、申請方法

申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

申込後、補助対象となる物件であれば、申請書類を提出していただきます。

詳しくは営繕建築課にお問い合わせください。



地震に強い住まいづくり支援事業のご案内



木造住宅の耐震化を希望し、次の条件に該当する人を対象に、耐震改修(部分耐震改修)、耐震建替、住替除却、耐震シェルター等、感震ブレイカーの工事費用を一部補助します。

◆補助の対象となる住宅 (既存住宅が次の①～⑥のすべてに該当するもの)

- ①燕市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築 (または着手) された地上 2 階建て以下の木造住宅であること
- ② 1 戸建て住宅 (併用住宅は過半以上が居住部分である住宅) であること
- ③国などの特別認定工法以外の住宅であること
- ④事前[※]に耐震診断又は簡易耐震診断を実施した木造住宅で、診断判定の結果、構造評点 1.0 未満 (簡易耐震診断の場合は「倒壊の危険性がある」と診断されたものであること)
(注意) 耐震改修、部分耐震改修の場合、簡易耐震診断による診断は不可
- ⑤土砂災害特別警戒区域外 (注 1) であること (住替除却、感震ブレイカーは除く)
- ⑥高齢者等住宅 (注 2) であること (部分耐震改修、耐震シェルター等の場合)

◆補助対象者 (次の①～④のすべてに該当するもの)

- ①住宅の所有者または所有者の親族 (3 親等以内)
- ②燕市税の滞納がない人
- ③宅地建物取引業を営んでいないもの (法人は対象外)
- ④対象住宅の除却及び住宅建設を実施(工事発注)する者 (耐震建替の場合)



◆申請期間 令和 8 年 4 月 1 日 (水) ～ 8 月 31 日 (月) (ただし、土・日・祝日を除く)

※予定数になり次第、終了する場合があります。

◆実績報告期限 令和 9 年 3 月 5 日 (金) ※令和 9 年 1 月 29 日 (金) までに工事が完了予定のもの

◆交付件数	【耐震改修】	2 戸程度	【部分耐震改修】	1 戸程度
	【耐震建替】	10 戸程度	【耐震シェルター等】	1 戸程度
	【住替除却】	3 戸程度	【感震ブレイカー】	2 戸程度

【代理受領制度について】

市内の事業者、または「新潟県木造住宅耐震改修事業者リスト」に掲載された事業者が発注する場合、代理受領制度を利用することができます。

代理受領制度とは、申請者が受け取る予定の助成金を工事施工業者に直接交付する仕組みです。申請者は、実際にかかった工事費用と助成金の差額 (自己負担額) だけを施工業者に支払うことになり、実質的な費用負担が軽減されます。

ご利用の際は、必ず事前に工事施工業者の承諾を得る必要がありますので、ご注意ください。

(注 1) 土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあるとして県が指定する区域

(注 2) 高齢者等住宅：高齢者 (65 歳以上) を含む世帯または要介護認定者、要支援認定者、身体障害手帳交付者、療育手帳交付者もしくは精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯が居住する住宅

耐震改修工事・部分耐震改修工事

※耐震改修工事は、耐震設計から耐震補強工事まで一連で行う工事が対象です

		耐震改修工事	(上乗せ補助) 省エネ改修工事
耐震改修	補助対象工事	上部構造評点を 1.0 以上に向上させる改修設計および改修工事	・省エネ基準(注3)又は ZEH 水準(注4)に相当させる改修工事 (設備費は開口部及び躯体の断熱化工事費と同額まで)
	補助金額	工事費の 5 分の 4 上限 140 万円	省エネ基準：工事費の 5 分の 2 上限 30 万円 ZEH 水準：工事費の 5 分の 4 上限 70 万円
部分耐震改修	補助対象工事	1 回目：全体の上部構造評点を 0.7 以上に向上させるもしくは 1 階のみ上部構造評点を 1.0 以上に向上させる改修設計および改修工事 2 回目：全体の上部構造評点を 1.0 以上に向上させる改修設計および改修工事 (2 回目は省エネ改修工事による上乗せ補助可能)	
	補助金額	工事費の 5 分の 4 1 回目：上限 70 万円 2 回目：上限 70 万円 (省エネ改修工事：耐震改修の上乗せ補助金額参照)	
受注者の資格	設計者および 工事監理者の資格	以下のすべてに該当するもの ・ 建築士会西蒲原支部等による木造住宅の耐震診断および補強方法に係る講習を受け、その修了証の交付を受けたもの ・ 一級、二級建築士または木造建築士	
	工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者	

(注3) 省エネ基準：建築物の性能について、エネルギー消費量に基づいた評価をする際の基準となる性能 (外皮熱性能と一次エネルギー消費量の 2 つの基準から評価される)

(注4) ZEH 水準：断熱等性能等級 5 以上の基準を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準

住替除却工事

補助対象工事	耐震性のある燕市内の住居 (または施設) へ住み替えをするために、現に居住している燕市内の住居を除却する工事
補助金額	除却工事費の 23% 上限 50 万円
工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者

耐震建替工事

※省エネ基準又は ZEH 水準に相当させる工事のいずれかの省エネ化工事を実施することが必須条件です

	耐震建替工事 (既存解体から住宅建設まで)	省エネ化工事	
		省エネ基準	ZEH 水準
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅の除却に係る工事 ・対象住宅の敷地を含む一団の土地における 1 戸建て住宅の建築工事 ※建築する住宅には「居室・台所・便所・浴室・出入口」が必要です	省エネ基準に相当させる工事 (設備費は、開口部及び躯体の断熱化工事費と同額まで対象) ※ BELS 等による評価書類が必要です	ZEH 水準に相当させる工事 (設備費は、開口部及び躯体の断熱化工事費と同額まで対象) ※ BELS 等による評価書類が必要です
補助金額	工事費の 5 分の 4 上限 110 万円 子育て世帯住宅(注 5)は 上限 140 万円	工事費の 5 分の 2 上限 30 万円	工事費の 5 分の 4 上限 70 万円
設計者および 工事監理者の資格	一級、二級建築士または木造建築士		
工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者		

(注 5) 子育て世帯住宅：高校生年代まで（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子を有する世帯が居住する住宅

耐震シェルター等設置工事

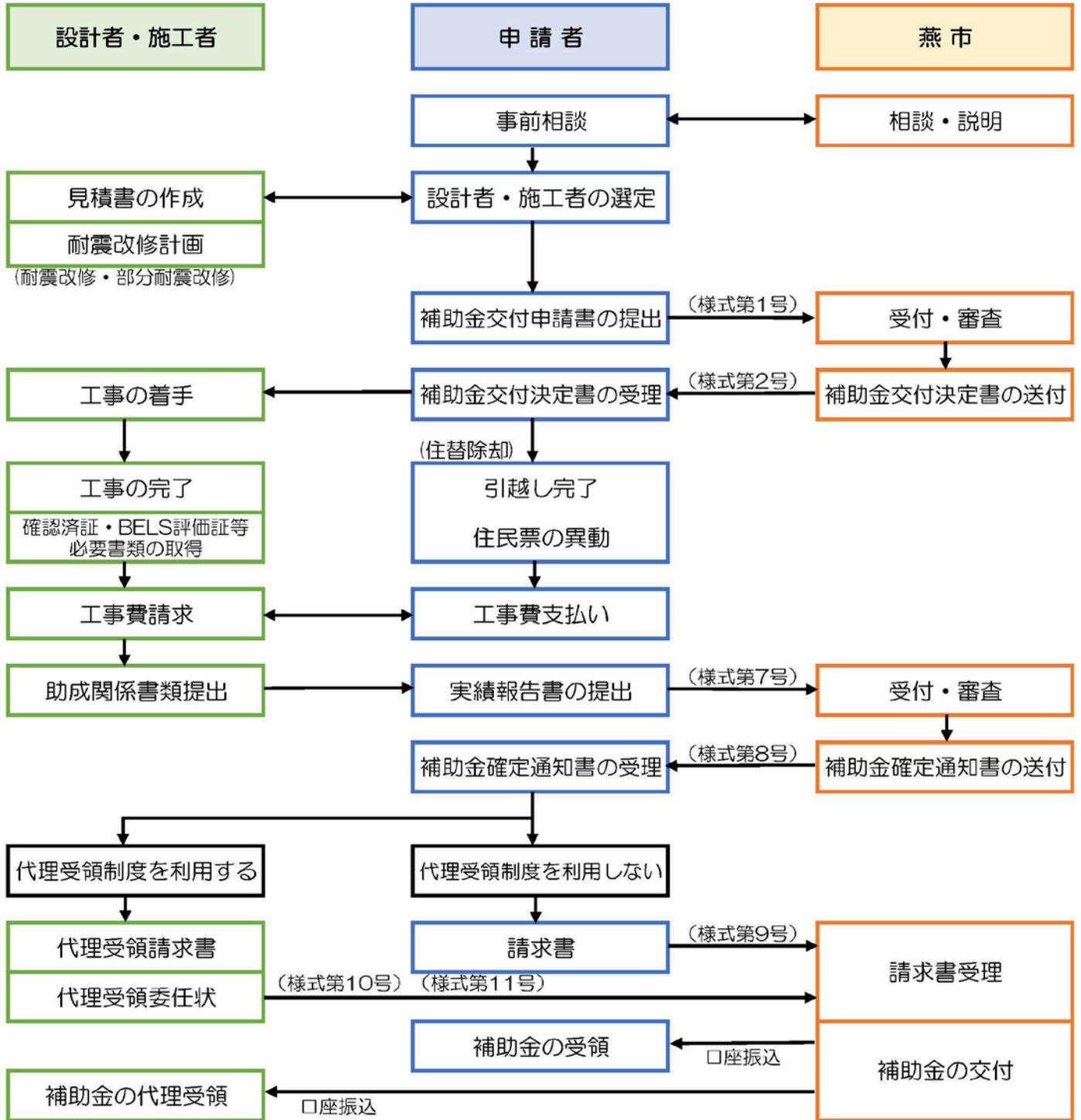
補助対象工事	高齢者等住宅に該当する対象住宅の 1 階部分に、耐震シェルター、耐震ベッド、耐震テーブルを設置する工事
補助金額	工事費の 2 分の 1 上限 30 万円
工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者

感震ブレーカー設置工事

補助対象工事	対象住宅に感震ブレーカーを設置する工事
補助金額	工事費の 5 分の 4 上限 5 万円
工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者

※補助金額の工事費及び設計費は、いずれも消費税相当額を除いた金額が対象です。

地震に強い住まいづくり補助金 手続きの流れ



◎工事費用150万円（税抜き）の場合（税込額1,650,000円）

